

## 公益財団法人日本セーリング連盟 評議員の選定委員会運営規程

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款第12条第4項後段に基づき設置される評議員の選定委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し、下記のとおり運営規程を定める。

### 記

#### 第1条（委員会の委員）

委員会の委員は、定款第12条2項に基づき、下記の者をもって構成する。

- |        |    |
|--------|----|
| 1 評議員  | 1名 |
| 2 監事   | 1名 |
| 3 事務局員 | 1名 |
| 4 外部委員 | 2名 |

#### 第2条（委員の選任）

評議員たる委員は、評議員会の決議をもって選任する。尚、当該委員が任期の途中で評議員の資格を失った場合は、理事会において、評議員の中より交代委員を指名するものとし、後日、評議員会の承認を得るものとする。

- 2 監事たる委員は、監事会の互選により選任する。尚、当該委員が任期途中で監事たる資格を失った場合も同様方法にて選任する。
- 3 事務局員 事務局長をもって充てる。但し、理事が事務局長を兼任している場合は、その者の指名する事務局員による。
- 4 外部委員 定款第12条3項の規程に基づき、理事会において選任する。当該外部委員が、任期中で死亡、解任、辞任等により委員の資格を喪失した場合も、同様である。

#### 第3条（委員の任期）

委員会の委員の任期は、委員の資格に応じ下記のとおりとする。

- (1) 評議員 当該委員の評議員在任期間
- (2) 監事 当該委員の監事任在任期間
- (3) 事務局員 連盟の事務局長在任期間
- (4) 外部委員 現任評議員の在任期間に同じ

#### 第4条（委員の解任）

委員会の委員について、刑事罰を受ける等の非行があるなど委員会委員として著しく不適任と認められる場合は、当該委員を理事会の決議により解任することができる。この場合、理事会は、事後の評議員会において解任を正当とする理由を開示し評議員会の承認を得なければならない。

#### 第5条（委員会の開催）

委員会は次の場合に開催される。

- (1) 現任評議員全員の任期が満了するため、次期評議員の選任が求められる時
- (2) 現任評議員の死亡・辞任・解任その他の理由で、評議員の代替補充が必要となった時
- (3) 評議員の定数を欠くに至った時

#### 第6条（委員会の招集）

委員会は、委員会の委員長が、以下の場合において、日時、場所を指定して招集する。

- (1) 前条第1号の場合 新たに選定される評議員改選後の最初の評議員会開催予定の

- (2) 前条第2、3号の場合 日の6ヶ月以上前に1回目を開催し、その後改選される評議員の全員が選定されるまでの間において随時に。  
会長の報告及び要請を受けた場合。

第7条 (開催のための定数)

委員会は、外部委員1名を含む3名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第8条 (委員長の選任及び職務)

委員会の委員長は、委員会委員の互選により選任され、委員会の議事進行を司り、委員会が選任した評議員を理事会に報告する。

第9条 (評議員候補者の推薦)

評議員候補者は、理事会及び評議員会がその各決議に基づき推薦できるものとし、同決議に基づく推薦は、会長が委員会に対し、推薦する評議員候補者に関する定款第12条5項の事項、並びに連盟及び子法人の理事または監事でないことを示して、委員会に報告する。

第10条 (評議員資格の調査)

委員会は、前条により推薦された評議員候補者並びにその他選定委員会において独自に相当と判断した評議員候補者につき、定款第12条5項に基づく基準により、連盟の評議員としての適格を有するか否かを調査する。

- 2 この場合、当該評議員候補者について、委員会が必要と認めた調査事項ある時は、会長に諮問することができる。

第11条 (評議員の選任決議)

評議員の選任は、前条の調査終了後、評議員候補者毎に外部委員1名以上の賛成を含む出席委員の過半数の賛成をもって決議し選任する。

第12条 (評議員の欠員)

評議員の死亡その他の事情に基づく評議員の変更につき、理事会の要請ある場合、若しくは必要とする評議員の定数を欠くに至った場合は、委員長は、会長を通じ、理事会若しくは評議員会に評議員候補者の追加推薦を求めることができる。

第13条 (委員の報酬)

委員会の委員は、無報酬とする。

附則

1. 本規程は、理事会の承認を得た日より発効する。
2. 最初の評議員の選定委員会の運営規程は、本規程の効力発生により本規程に移行する。
3. 本規定は、平成24年12月8日より改訂施行する。

以上